

豊中市伊丹市クリーンランド
第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定）

平成20年（2008年）8月

豊中市伊丹市クリーンランド

目 次

第1章 計画改定にあたって	1
第1節 計画改定の経緯と趣旨	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画改定の考え方	4
1．循環型社会への対応	4
2．「森の中の再生工場～グリーンランド構想～」を実現させる施設整備	4
3．低コストで良質なサービスの提供	4
4．施設整備方針	4
第2章 圏域の概要	5
第1節 位置・交通	5
1．位置	5
2．交通の整備状況	6
第2節 土地利用	6
第3節 人口・世帯数	7
第4節 産業	9
第3章 ごみ処理の現状と課題	10
第1節 クリーンランドの現況	10
1．敷地および施設配置	10
2．施設概要	11
3．搬入及び処理の流れ	14
第2節 ごみ処理の状況	18
1．搬入の状況	18
2．中間処理の状況	23
3．資源化・減量化の状況	25
4．最終処分の状況	32
5．処理経費の状況	33
第3節 循環型社会形成・適正処理推進に向けての課題	34
1．ごみ処理施設の課題	34
2．最終処分の課題	35
3．ごみ処理経費（維持管理経費）の課題	36
4．その他の課題	36
第4章 基本理念	38
第1節 基本理念	38
第2節 基本方針	38

第5章 計画推進のための主要施策	40
第1節 3R推進に対応した施設整備	40
1. 将来のごみ処理フロー.....	40
2. 将来のごみ処理量	42
3. 施設整備の概要	48
4. ごみ焼却施設整備	49
5. リサイクルセンター施設整備	53
6. 都市計画区域の変更・拡張	55
7. 安心・安全・安定を基調とした低コストで効率性の高い施設運営	55
8. 適正処理困難物への対応	55
第2節 環境負荷低減、みどりのネットワークとの連携による環境創造	56
1. 環境保全計画	56
2. みどりのネットワークとの連携、環境創造	56
3. 省エネルギー	57
4. 最終処分計画	57
第3節 協働での取り組みの推進	58
1. 環境学習	58
2. モニタリング（監視機能体制）	59
3. 近隣住民・市民との相互理解促進、信頼関係構築	60
4. 市民への情報発信	60
5. 両市との協働の考え方	61
第6章 事業スケジュールと進行管理	62
第1節 事業スケジュール等	62
第2節 計画進行管理	63
資料編	65
資料1 クリーンランド処理対象ごみ量の将来予測	66
資料2 ごみ排出量等の将来予測（豊中市）.....	68
資料3 ごみ排出量等の将来予測（伊丹市）.....	78

第 1 章 計画改定にあたって

第 1 節 計画改定の経緯と趣旨

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動に支えられた現在の豊かで便利な生活は、全国的に廃棄物量の増加、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の増加など様々な問題を引き起こしています。このため、国においては、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、循環型社会形成の推進にむけた関連法の制定・改正を行い、循環型社会の実現に向けた取り組みが進められています。

こうした中、豊中市伊丹市クリーンランド（以下、「クリーンランド」という。）では、平成 16 年（2004 年）3 月に第 2 次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定するとともに、豊中・伊丹の両市と連携し 3 R の推進や公害物質の排出抑制、最終処分量の減量などに努めてきました。こうした取り組みにより、ごみの資源化が進み、最終処分量は減少してきていますが、依然として最終処分量は高水準で推移しており、さらなる取り組みの強化が求められています。

また、豊中市では平成 18 年度（2006 年度）に、伊丹市では平成 19 年度（2007 年度）に、両市では、新たな国の動向や市民・事業者等の意見を反映するため、相次いでこれまでの一般廃棄物処理基本計画を改定しています。

そこで、近年の新たな法制度の動向や、関係者の取り組みの進展、社会経済情勢の変化等を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するための取り組みをさらに強めていくという考えのもと、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定します。

クリーンランドは、数十年に一度の新しい施設整備という大事業を進めている転換期にあり、本改定では、焼却施設やリサイクル施設の規模設定など施設整備の計画についても見直しを行います。市民が誇れる施設の整備を目標とし、市民とのより良い関係づくりや財務基盤の強化にも取り組みます。

クリーンランド行財政改革大綱の内容などを踏まえ、第 2 次ごみ処理基本計画（平成 15 年度（2003 年度））を見直し、平成 30 年度（2018 年度）までを見据えたクリーンランドの方向性を示します。

第 2 節 計画の期間

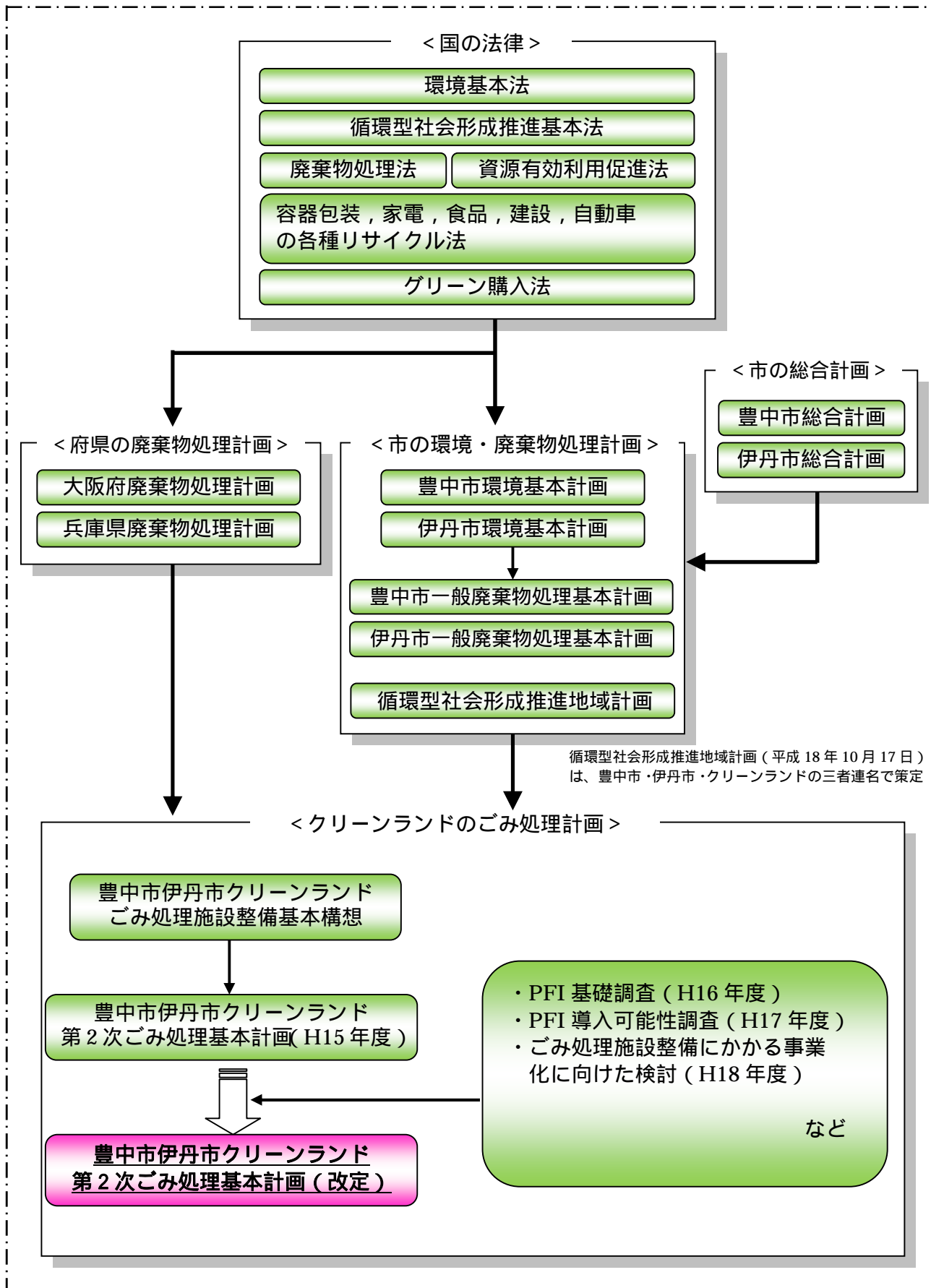
本計画は、平成 20 年度（2008 年度）から既存焼却施設の解体・緑地整備を含めたクリーンランド整備事業が完了する平成 30 年度（2018 年度）までの 11 年間とします。なお、本計画は、豊中市と伊丹市の計画見直しに合わせた対応を行い、また、本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は変動に合わせ必要な見直しを行います。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき定める計画です。豊中市と伊丹市の一般廃棄物処理基本計画（以下、「ごみ処理基本計画」という。）や条例等との整合を図り、両市とクリーンランドが一体となって、両市域のごみ処理を行う計画とします。

本計画では、「循環型社会の構築に向けた廃棄物中間処理施設として環境分野で貢献していく」ことを基調に、適正処理やリサイクル・資源化、熱エネルギーの積極的な利用、環境負荷の低減など、ごみ処理の基本事項を定めるものです。本計画と法律、各種計画との位置づけを図1-1に示します。

図 1-1 ごみ処理基本計画と法律、各種計画との位置づけ



第4節 計画改定の考え方

近年の新たな法制度の動向や、関係者の取り組みの進展、社会経済情勢の変化等を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するための取り組みをさらに強めていくため、本計画は、次のような視点をもって改定します。

1. 循環型社会への対応

国において循環型社会に向けての各種法体系の整備が進められています。豊中市と伊丹市においても循環型社会実現を目指したごみ処理基本計画が策定され、この計画に基づき、市民・事業者・行政の三者が協働してごみの減量・リサイクルの取り組みが行われています。

両市の取り組みと連携し、循環型社会に対応するごみ処理施設としていくために、クリーンランドとしても、市民および事業者との協働、両市との連携を図りながら循環型社会の実現に貢献します。

2. 「森の中の再生工場～グリーンランド構想～」を実現させる施設整備

本計画は、平成14年度(2002年度)のごみ処理施設整備基本構想で提起した「森の中の再生工場～グリーンランド構想～」の実現をめざす中間期として位置づけ、基本構想における施設整備の基本方向に沿って進めていきます。

3. 低コストで良質なサービスの提供

平成19年(2007年)12月に策定した「豊中市伊丹市クリーンランド行財政改革大綱」に基づき、効率的な施設運営に努めます。低コストで良質なサービスの提供を目指し、民間や市民、他の自治体などの優れた手法や発想をできる限り取り入れて、これまで以上に必要性や費用対効果を検討・評価し、コスト削減に努めます。

また、市民に信頼される安全・安心な運営を目指し、施設の安定稼働に努めます。

4. 施設整備方針

平成19年(2007年)6月に管理者(豊中市長)より示された、ごみ処理施設整備事業の基本方針に沿って計画を改定します。

参考：ごみ処理施設整備事業の基本方針

ごみ処理事業の運営における安全性と安定性の確保について行政のイニシアティブを第一義とした上で、経済性も十分に発揮する。

民間の方がより高い成果が上がると判断した業務については、運営の透明性を担保した上で民間に委ねる。

事業方式は、リサイクルセンターは公設民営方式、ごみ焼却施設は公設公営方式。平成21年度(2009年度)から現在の余熱利用施設の駐車場にリサイクルセンターを整備。

既設の粗大ごみ処理施設等を解体し、その跡地にごみ焼却施設を整備。

最新鋭の工場として環境負荷の大幅な低減を図る。